

諮問庁：独立行政法人工業所有権情報・研修館

諮問日：平成27年2月25日（平成27年（独情）諮問第7号）

答申日：平成29年3月23日（平成28年度（独情）答申第92号）

事件名：特許電子図書館の廃止等に関する特許庁との合意書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「JPOとINPITは、『平成22年の閣議決定のとおり、特許電子図書館は平成26年度中に廃止する。また、特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、INPITが、新たな特許情報提供サービスを構築する。』の内容で合意したそうであるが、この合意書並びにこの合意に至るまでの議事録等の経緯を表した書面」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月11日付け20141112情館002により独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

特許電子図書館を刷新する旨の審議会での報告を踏まえて、特許庁と情報・研修館は、いかにJPLATPAT（特許情報プラットフォーム）を開発したのか、この経緯に関する文書が欠落しているので開示していただきたい。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

（2）意見書

IPDL（特許電子図書館）もJPLATPAT（特許情報プラットフォーム）も産業財産権情報提供サービスであり、特許庁の最重要政策である。したがって、平成22年12月に特許電子図書館廃止が決定されてからまたは廃止決定前から、同25年3月以降の特許庁と情報・研修館の合意によりJPLATPAT実施を決定するまで、いかなる産業財産権情報提供サービスを提供すべきであるか、種々詳細に討議等され

ているはずである。特に、平成26年2月の知的財産分科会での特許電子図書館を刷新する旨の提言の中で、「官民の役割分担に留意しつつ」と記載されているとおり、官民の役割分担に関する議論がなされているはずである。また、産業財産権情報提供サービスは、特許庁の最重要政策であるので、議事録を作成し永年保存されるべきものである。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

処分庁は、平成26年12月11日付けで、本件対象文書について、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。

2 本件対象文書の保有の有無について

特許電子図書館を平成26年度中に廃止することについては、同22年12月7日の定例閣議において「『独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針』について」が決定されたことを受けてのことである。この閣議決定を踏まえ、「特許庁業務・システム最適化計画」改訂版（同25年3月15日）において「情報・研修館における特許電子図書館に関して、現行の特許電子図書館について同22年12月の閣議決定を踏まえて対応する。」という旨記載されているとおり、特許庁と情報・研修館が共通認識の下、特許電子図書館は同26年度中に廃止するものである。

また、情報・研修館が新たな産業財産権情報提供サービス（J-P l a t P a t）を構築することについては、特許庁業務・システム最適化計画に関する意見募集に対する御意見及び回答（平成25年3月15日）において、「同22年12月の閣議決定の主旨である効率化を図ることに十分に配慮しつつ、特許庁は、インターネットを通じた産業財産権情報の提供サービスを切れ目なく実施してまいります。」と公表されており、ユーザーからの「特許電子図書館においては、同22年10月に行われた特許特別会計事業仕分けの対象となり、同22年12月閣議決定により同26年度中に特許電子図書館を廃止する決定がなされた」と理解しています。特許電子図書館が廃止されるのであれば、同26年度までに特許等の検索等を行うことができるなど、少なくとも現在の特許電子図書館と同様の機能を有する代替のシステムを構築し、誰もがいつでもどこからでも無料で利用できるユーザーにとって使い勝手のよい産業財産権情報の検索・閲覧サービスを提供していただきたいと思えます。」などの高いニーズを背景に、特許庁と情報・研修館は、産業財産権情報の提供を主要業務の一つとしている情報・研修館が新たな産業財産権情報提供サービス（J-P l a t P a t）を実施することについて合意した。

さらに、産業財産権情報提供サービスの必要性については、第1回産業構造審議会知的財産分科会（平成25年9月11日）において、特許電子

図書館の必要性についての提言を、第5回産業構造審議会知的財産分科会（平成26年2月24日）にて取りまとめられた報告書において、「現在、情報・研修館がインターネットを通じて提供している特許電子図書館について、官民の役割分担に留意しつつ、世界知的所有権機関や欧州特許庁など諸外国の同様のサービスを超える世界最高水準のサービス提供を目指し新たな基盤を刷新する。」との提言を受けている。

なお、特許庁と情報・研修館間による合意は、口頭による確認であったため、特許庁と情報・研修館との合意書及びこの合意に至るまでの議事録等の経緯を表した法人文書は存在しないのである。

3 結論

以上のとおり、本件対象文書は存在しないのである。したがって、原処分は維持されるべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年2月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月16日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成29年3月3日 審議
- ⑤ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特許庁と情報・研修館は、『平成22年の閣議決定のとおり、特許電子図書館は平成26年度中に廃止する。また、特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、情報・研修館が、新たな特許情報提供サービスを構築する。』の内容で合意したそうであるが、この合意書並びにこの合意に至るまでの議事録等の経緯を表した書面」である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許電子図書館は、平成11年3月からインターネットを通じて産業財産権関連情報等の無料提供を実施しているデータベースであり、平成16年10月に特許庁から情報・研修館に移管された。

イ 平成21年10月29日改定の「特許庁業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）において、産業財産権情報の対

外提供については、「特許庁運営基盤システムの構築後（平成27年1月目途）は、本計画に基づき達成する様々な情報は全てインターネット上の一つのポータル（窓口）から入手できるようにするサービスの提供を実施する」とされた。

ウ 平成22年4月19日、経済産業省が公表した「経済産業省所管独立行政法人の改革について」（以下「平成22年独法改革」という。）において、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムが稼働すれば、特許庁データベースからリアルタイムで特許情報の提供が可能となることから、その段階で情報・研修館の事業としては廃止する。」とされた。

エ 平成22年12月7日付けで閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）では、同年10月29日に行われた内閣府行政刷新会議ワーキンググループ「事業仕分け」の評価結果に基づき、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、情報・研修館の事業としては廃止する。」とされ、その実施時期は平成26年度中とされた。

オ また、「独立行政法人工業所有権情報・研修館 第3期中期計画」（以下「第3期中期計画」という。）において、特許庁が定める方針に基づき、特許庁における審査経過等の工業所有権情報の外部への提供について、「本業務については、『特許庁業務・システム最適化計画』に基づく特許庁の新事務処理システム開発の進展及び効果を踏まえて廃止する。」とされた。

なお、中期計画とは独立行政法人通則法30条に基づき、独立行政法人が作成し、主務大臣の認可を得るものである。

カ 新たな特許情報提供サービスについては、「独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成25年度計画」（以下「25年度計画」という。）において、「特許電子図書館事業の廃止後に出願人などのユーザーにインターネットを利用して工業所有権情報を切れ目なく提供する新たなサービスの準備を進める。」とされた。

なお、年度計画とは独立行政法人通則法31条に基づき、独立行政法人が定め、主務大臣に届け出るものである。

キ また、「独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成26年度計画」（以下「26年度計画」という。）では、「第5回産業構造審議会知的財産分科会（平成26年2月24日）においても世界最高水準の知的財産権情報サービスの実現を目指す」とされたことを踏まえ、官民の役割分担に留意しつつ、新たな『産業財産権情報提供サービス事業』（仮称）の準備を進め、平成27年3月末に提供を開始する」と

された。

なお、特許電子図書館は平成27年3月20日にサービスが終了となり、同月23日から新たな特許情報提供サービスとして、「特許情報プラットフォーム（J-Platpat）」のサービスが開始された。

ク 上記イないしキのとおり、特許電子図書館の平成26年度中の廃止及び新たな特許情報提供サービスについては、基本方針等の政府方針や審議会の提言などを踏まえて、中期計画・年度計画の定めに基づき進められていたため、特許庁との間で共通認識はあったものの、書面による合意は必要ではなく、口頭による確認であったため、合意書並びにこの合意に至るまでの議事録等の経緯を表した法人文書（以下「合意書等」という。）は作成も取得もしていない。

また、いずれも中期計画又は年度計画に関連することから、念のため、当該各中期計画及び年度計画に関する文書ファイルを探索したが、合意書等の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から平成22年独法改革、基本方針、第3期中期計画、25年度計画及び26年度計画の提示を受けて確認したところ、特許電子図書館の平成26年度中の廃止及び新たな特許情報提供サービスに関する経緯については、上記(1)イないしキのとおりであり、基本方針等の政府方針や審議会の提言などを踏まえ、中期計画・年度計画の定めに基づき進められていったため、特許庁との間で共通認識はあったものの、書面による合意は必要ではなく、合意書等は作成も取得もしていないとする諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえ、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は認められないことから、情報・研修館において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、情報・研修館において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久